

中 野 委 員

こんにちは。

本日は会長不在のため、職務代理者であります、私中野が議事の進行をさせていただきます。

日差しも、日に日に強くなってきて水稻を中心に農繁期となってきます。委員の皆さまにおかれても、これから多忙な時期を迎えます。体調管理には十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、平成30年度第2回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は13名で水野会長より欠席の連絡を頂いておりますが、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は早川 由信委員から欠席の連絡をいただきましたので、2名出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は2番 酒井 温司委員と3番 浅井 尊弘委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第3号】

・相続税の納税猶予に関する適格者証明書 …………… 1件

【議案第4号】

・農地利用計画変更の申出…………… 1件

(2) 報告案件について

【報告第3号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出…… 5件

【報告第4号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出…… 14件

それでは、【議案第3号】 相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件を議題といたします。

1番から事務局に説明を求めます。

事 務 局

1ページ、番号1「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。被相続人の死亡により平成29年10月5日に相続が発生しました。相続人は被相続人の妻で、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、西市場三丁目\_\_\_\_\_の田2筆で合計面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件であります。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項、第2項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われます。以上です。

中 野 委 員

事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、日下部 錠一委員ですが。

日 下 部 委 員

特に問題ありません。

中野委員 他に何かご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。  
続きまして、【議案第4号】 農地利用計画変更の申出1件を議題といたします。

事務局 1番から事務局に説明を求めます。  
議案第4号をお願いします。  
この案件は議案書のとおり清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、農業委員会等に意見を求めるものです。

この農用地の除外には、5つの要件というものがあり、  
①他の土地で代えることが困難なこと  
②農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと  
③農用地の利用集積に支障がないこと  
④土地改良施設の機能に支障がないこと  
⑤土地改良事業の完了後8年を経過していること、などがあげられます。

場所については、春日宮重町\_\_\_\_\_の一部で面積\_\_\_\_㎡中\_\_\_\_㎡で、分家住宅の建築を目的とした申し出となります。

5つの要件は全てクリアーしております。

現在、両親と暮らしていますが結婚することが決まり、将来を見据え実家の近くで土地を探しましたが適当な物件が見つからず今回の申し出となりました。

位置は農用地の辺縁部となります。

農地区分は第1種農地ですが、許可基準のイ－(イ)－c－(e)に該当します。

中野委員 以上、説明を終わります。  
事務局の説明が終わりました。  
この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。  
この案件の地元は、後藤 正臣委員ですが。  
後藤委員 両隣の地主にも確認が取れているようなので、特に問題ありません。

中野委員 他に何かご意見等ありませんか。  
なければ、この案件について、本委員会として「意見なし」としてよろしゅうございますか。  
（「異議なし」の声あり）  
ただいま「異議なし」の声がありましたので、この案件について当農業委員会として「意見なし」として回答いたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第3号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

て、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 2、春日屋敷\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

林委員 問題ありません。

事務局 番号 3、春日屋敷\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

林委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 4、桃栄二丁目\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

堀田委員 問題ありません。

事務局 番号 5、朝日弥生\_\_\_\_で登記畑、現況宅地、  
朝日弥生\_\_\_\_で登記田、現況宅地です。

猪子委員 問題ありません。

事務局 番号 6、西枇杷島町旭一丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

中野委員 以上の件について、何か質問等ありませんか。  
続きまして、【報告第4号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 7、上条二丁目\_\_\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

石塚委員 問題ありません。

事務局 番号 8、阿原神門\_\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

浅井委員 問題ありません。

事務局 番号9、清洲菅田\_\_\_\_\_で登記、現況共に田、  
番号10 清洲菅田\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

中野委員 問題ありません。

事務局 番号11、阿原宮東\_\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

八木委員 問題ありません。

事務局 番号12、寺野美鈴\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

浅井委員 問題ありません。

事務局 番号13、西枇杷島町小田井三丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 番号14、西枇杷島町古城二丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号15 清洲一丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号16、花水木一丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

岩田委員 問題ありません。

事務局 番号17、清洲一丁目\_\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号18、西市場四丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況雑種地、  
番号19、西市場四丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

日下部委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号 20、廻間三丁目\_\_\_\_で登記田、現況休耕田です。

日下部委員 こちらも問題ありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については  
以上になります。

中野委員 以上の件について、何か質問等ありませんか。  
それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

伊藤委員 第 5 条の申請番号 14 の件だが駐車場への乗り入れに際して、側溝蓋はどの程度の物を設置しているのか。この駐車場の乗り入れ口の下は暗渠になっており、想定を超える重量がかかる破損する可能性があるがどのような指導しているのか。

事務局 土木課に確認をとり、後日お伝えいたします。

石川委員 第 4 条の申請番号 2 の件で、この案件はすでに取り下げの連絡が来た  
と聞いたが、議論する必要はあったのか。

事務局 事務局側も取り下げの件は把握していたが、次回からは議案書の備考欄にその旨を記載する等で対策していきたい。

中野委員 何か質問等ありませんか。  
それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事務局 ・農業委員緊急連絡網について

中野委員 それでは、次回の開催について確認します。  
平成 30 年 6 月 25 日、月曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南館 3 階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。  
以上で平成 30 年度第 2 回農業委員会を閉会します。  
本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 2 時 25 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「\_\_\_\_番地」、農地の地番は「\_\_\_\_番」との表記で省略して記載しています。